

第 5 7 号議案

豊川市児童遊園条例の一部改正について
豊川市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
平成 2 5 年 8 月 2 8 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市児童遊園条例の一部を改正する条例
豊川市児童遊園条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 2 2 号）の一部を次のように
改正する。
別表に次のように加える。

寺下ちびっ子広場	豊川市為当町寺下 1 0 3 番地 4
----------	---------------------

附 則
この条例は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、児童の福祉の増進を図るため、寺下ちびっ子広場を
設置する必要があるからである。

参考資料

寺下ちびっ子広場位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$

